

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 四国財務局長

【提出日】 2024年7月26日

【会社名】 セーラー広告株式会社

【英訳名】 SAYLOR ADVERTISING, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 村上 義憲

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません

【本店の所在の場所】 高松市扇町二丁目7番20号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
セーラー広告株式会社 愛媛本社
(愛媛県松山市北斎院町637番地6)
セーラー広告株式会社 東京支社
(東京都港区虎ノ門五丁目12番8号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長村上義憲は、当社、連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制を整備および運用する責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備および運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2024年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備および運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を評価の対象といたしました。

財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（以下「全社的な内部統制」）および決算・財務報告に係る業務プロセスのうち、全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについては、当社および連結子会社7社について評価対象とし、評価対象となる内部統制全体を適切に理解および分析したうえで、関係者への質問、記録の検証等の手続を実施することにより、内部統制の整備および運用状況ならびにその状況が業務プロセスに係る内部統制に及ぼす影響の程度を評価いたしました。なお、持分法非適用会社1社については、金額的および質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

また、業務プロセスについては、財務報告に対する金額的および質的影響の重要性を考慮し、上記の全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、連結消去前の連結売上高を指標に、その概ね2 / 3程度に達している事業拠点を重要な事業拠点として選定いたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金および外注費（売上原価）に至る業務プロセスを構成する業務フローを評価の対象といたしました。さらに、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務フローについては、個別に評価の対象に追加いたしました。評価の対象とした業務フローについては、それぞれのフローを理解したうえで、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、関連文書の閲覧、当該内部統制に関係する適切な担当者への質問、業務の観察、内部統制の実施記録の検証等の手続を実施することにより、当該統制上の要点の整備および運用状況を評価いたしました。

3 【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性があり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

2024年4月下旬に、当社徳島支社従業員1名による不正行為の疑いについて外部から通報があり、事実関係の確認を要する事案について調査を進めていたところ、特定の発注先1社から発注額の一部を当該従業員本人に還流する仕入取引が行われていた可能性を認識いたしました。これを受け、当社は、2024年5月22日に、本件不正行為の事実関係、発生原因、類似事象の有無の確認、財務諸表への影響額および再発防止策の検討を行うことを目的として、社内調査委員会を設置し、事実解明に向け調査を開始いたしました。

社内調査委員会による調査の結果、当社徳島支社において当該従業員1名による特定の発注先1社への水増し発注とその発注額の一部を当該発注先から当該従業員へ還流する取引が過去に亘って行われていた事実が判明いたしました。

本件不正行為の原因は、特定の発注先との共謀によるものであり、内部統制による発見は困難であるものの、不正実行者の倫理観の欠如やコンプライアンス意識の欠如が招いた結果である点のほか、購買プロセスに関して、不正実行者は一営業担当者であり部門長（徳島支社長）でもあったことから、自ら担当する個別受注案件について受注承認、外注先の発注の承認、検収の承認、請求内容の承認を行うことが可能となっていた点が挙げられます。

以上から、当社は、当社グループにおいて内部統制が有効に機能していなかったものと判断し、全社的な内部統制お

よび業務プロセスの一部に関する内部統制について開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

上記の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備が、事業年度の末日までに是正されなかった理由は、事案発生を認識したのが2024年4月23日であり、社内調査委員会による調査報告書の受領が2024年6月24日であったためであります。なお、開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、全て財務諸表及び連結財務諸表に反映しております。

当社は、当社グループにおける財務報告に係る内部統制の重要性を十分認識しており、社内調査委員会からの指摘・提言を踏まえ、実効性のある再発防止策を策定のうえ、速やかに内部統制の改善を図ってまいります。

以上

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。